

事務連絡
令和5年1月18日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

令和5年度以降の障害者雇用促進法に基づく法定雇用率等について（周知依頼）

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年1月18日の厚生労働省労働政策審議会障害者雇用分科会において、
・ 令和5年度以降の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率について、2.7%（現行：2.3%）とし、令和6年4月に2.5%、令和8年7月に2.7%と段階的に引き上げること
・ 除外率の10%引下げ時期について、令和7年4月とすること
とする方向性がとりまとめられました（別添資料参照）。

就労系障害福祉サービス事業所においては、日頃から障害者を雇用する企業やハローワークをはじめとした地域の関係機関と連携して、利用者の就労支援に取り組んでおられますことと存じますので、上記の内容について、管内の就労系障害福祉サービス事業所へ周知くださいますよう、御協力をお願いいたします。

令和5年度からの障害者雇用率の設定等について

- 障害者雇用促進法（43条2項）に基づき、労働者（失業者を含む）に対する対象障害者である労働者（失業者を含む）の割合を基準とし、少なくとも5年毎に、その割合の推移を勘案して設定することとされている。
- 現行の雇用率は、平成30年4月からの雇用率として設定されており、令和5年度からの雇用率を設定する必要。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）抄

第43条 略

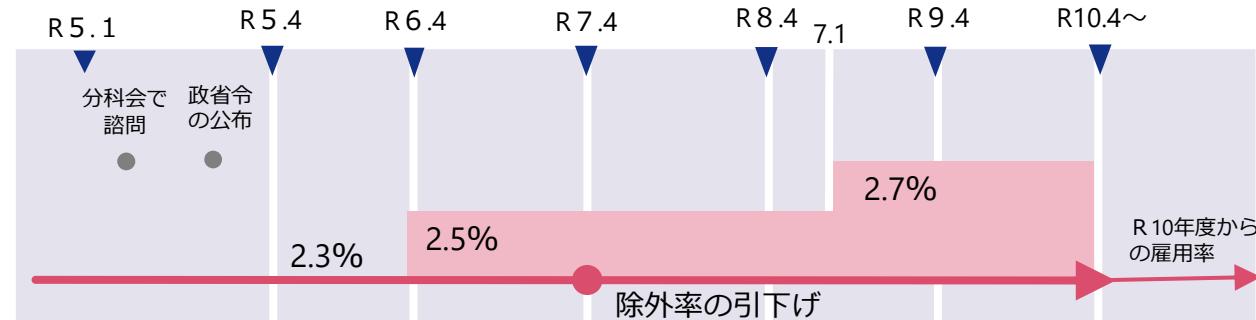
2 前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数に対する対象障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある対象障害者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

1. 新たな雇用率の設定について

- 令和5年度からの障害者雇用率：2.7%（現行2.3%）
ただし、計画的な雇い入れができるよう、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引き上げ。
- 国及び地方公共団体等：3.0%（教育委員会は2.9%）。段階的な引上げに係る対応は民間事業主と同様。
※ 現行：2.6%（教育委員会は2.5%）

2. 除外率の引下げ時期について

- 除外率を10ポイント引き下げる時期：令和7年4月



※ 改正障害者雇用促進法により、令和6年度から、職場定着等の取組に対する助成措置が強化されるほか、特に短い時間（週所定労働時間10時間以上20時間未満）で働く労働者の実雇用率における算定が可能となる。

除外率設定業種及び除外率（令和7年4月以降）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製鍊・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	5 %
・建設業　　・鉄鋼業　　・道路貨物運送業　　・郵便業（信書便事業を含む。）	10 %
・港湾運送業　　・警備業	15 %
・鉄道業　　・医療業　　・介護老人保健施設　　・介護医療院　　・高等教育機関	20 %
・林業（狩猟業を除く。）	25 %
・金属鉱業　　・児童福祉事業	30 %
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	35 %
・石炭・亜炭鉱業	40 %
・道路旅客運送業　　・小学校	45 %
・幼稚園　　・幼保連携型認定こども園	50 %
・船員等による船舶運航等の事業	70 %